

第33回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 15番, 16番)

開催期日 令和2年3月30日

第33回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年3月30日(月) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1番 藤 田 淳	10番 桂 一 照
2番 中 島 信之	11番 亀 田 孝
3番 大 畠 政勝	12番 清 水 哲雄
4番 鳥 村 正行	13番 長谷川 誠
5番 笹 谷 和広	14番 木 内 浩一
6番 塚 本 政紀	15番 田 村 俊彦
7番 長 尾 卓也	16番 川 崎 浩彦
8番 寺 雅 彦	17番 小 川 信一
9番 平 田 善治	18番 吉 田 寿栄

本日の欠席委員

なし

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉 川 道 也
〃	事務局 主幹	藤 沢 祐 之
〃	事務局 員	中 川 圭 太
〃	事務局 員	仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 63号	農地のあっせん成立について
5	報告第 64号	令和元年度農地部会活動報告及び令和2年度活動計画について
6	報告第 65号	令和元年度農政部会活動報告及び令和2年度活動計画について
7	報告第 66号	令和元年度運営委員会活動報告及び令和2年度活動計画について
8	議案第142号	農地法第18条第6項の規定による通知について
9	議案第143号	農地法第3条の規定による許可申請について
10	議案第144号	土地の現況証明願いについて
11	議案第145号	農用地利用集積計画(案)について
12	議案第146号	農地のあっせんについて
13	議案第147号	農業委員会事務局職員の任免について
14		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第33回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

この1ヶ月、新型コロナウイルスの関係で自粛をしていただきながら、可能な範囲経済活動にも参加いただいているようであります。4月からは、自粛が少し緩くなり栗山町内での経済活動もお願いします。4月に入る前の総会で内容も多くなっていますが慎重審議お願いします。それでは早速、総会を進めていきたいと思っております。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、15番田村委員、16番川崎委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。2月27日、第10回農地部会及び第9回農政部会を開催しております。3月3日から19日、令和2年第1回栗山町定例議会が開催され、吉田会長が出席しております。23日、現地調査を、中島委員、寺委員、川崎委員で実施しております。同じく23日、栗山町青年農業賞表彰式が開催され、吉田会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけれども、何か質問はございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第63号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第63号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は10件でございます。

番号1 申出者 栗山町〇〇3丁目103番8 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇766番地 〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月6日 対象農地所在 字〇〇742番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積5,663㎡1筆でございます。売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。

番号2 申出者 栗山町〇〇3丁目103番地8 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇198番地8 〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月6日 対象農地所在 字〇〇〇36番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積564㎡外7筆 田4筆16,948㎡ 池沼4筆3,345㎡ 合計8筆20,293㎡でございます。売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。

番号3 申出者 栗山町〇〇3丁目103番地8 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇898番地 〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月6日 対象農地所在 字〇〇〇744番地2 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積97㎡外1筆 合計2筆1,617㎡全筆畑でございます。売買価格 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。

番号4 申出者 栗山町〇〇3丁目103番地8 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇147番地 有限会社 〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月6日 対象農地所在 字〇〇〇

791番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積2,428㎡外6筆 田5筆20,550㎡ 畑2筆3,325㎡ 合計7筆23,875㎡でございます。売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。

番号5 申出者 栗山町字〇〇263番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇21番地 1〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月6日 対象農地所在 字〇〇16番地 30 地目につきましては 公簿が畑、現況が池沼 面積1,264㎡外13筆 田10筆2565.70㎡ 雑種地1筆157.00㎡ 池沼3筆2928.00㎡合計14筆5650.70㎡でございます。売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。

番号6 申出者 栗山町字〇〇110番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇139番地 1〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月12日 対象農地所在 字〇〇109番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積8,805㎡外6筆 田3筆26,771㎡ 畑2筆1,784㎡ 雑種地1筆540㎡ 池沼1筆4,441㎡ 合計7筆33,536㎡でございます。売買価格 10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、藤田委員、田村委員でございます。

番号7 申出者 栗山町〇〇3丁目164番地4 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇377番地 6 〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月12日 対象農地所在 字〇〇765番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積8,566㎡外6筆 田4筆16,680㎡ 畑1筆1,184㎡ 雑種地2筆343㎡ 合計7筆18,207㎡でございます。売買価格 10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、藤田委員、田村委員でございます。

番号8 申出者 〇〇〇市〇〇町766 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇181番地 21 〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月19日 対象農地所在 字〇〇180番地 1の内 地目につきましては 公簿が畑、現況が田 面積15,711㎡外13筆 田6筆34,937㎡ 雑種地4筆5,848㎡ 池沼4筆3,039㎡ 合計14筆43,824㎡でございます。売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、川崎委員でございます。

番号9 申出者 〇〇市〇〇区〇〇西11丁目4番12-101号 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇160番地 2 〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月19日 対象農地所在 字〇〇164番地 1 地目につきましては 公簿、現況とも畑 面積635㎡外1筆 田1筆1,525㎡ 畑1筆635㎡ 合計2筆2,160㎡でございます。売買価格 10aあたり 田

〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、川崎委員でございます。

番号10 申出者 〇〇市〇〇区〇〇西9丁目2-36 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇1537番地 〇〇〇〇 成立年月日 令和2年3月17日 対象農地所在 字〇〇1522番地 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 657 m²外 3筆 田 2筆 20,698 m²畑 2筆 1,848 m² 合計 4筆 22,546 m²でございます。売買価格 10 aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、藤田委員、田村委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第64号「令和元年度農地部会活動報告及び令和2年度活動計画について」農地部会より報告をお願いします。

(1番 藤田農地部会長)

報告第64号 令和2年年3月30日 農業委員会 会長 吉田寿栄 様 農業委員会 農地部会部会長 藤田 淳 平成31年3月28日 第21回農業委員会総会において報告いたしました農地部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第8回 令和元年6月27日 農地パトロールの実施について、利用状況調査について 令和元年10月9日から10月11日 利用状況調査及び農地パトロールの実施 第9回 令和元年12月25日 農地パトロールの実施結果について、農地利用意向調査について 第10回 令和2年2月27日 令和元年度活動報告及び令和2年度活動計画について 2. 活動結果については別紙のとおりとなります。

令和元年度 農地部会活動報告 1. 農地流動化意向調査の実施 ・農地流動化の意向調査について、一般財団法人 栗山町農業振興公社との連名で2月に実施した。2. 遊休農地(耕作放棄地)解消対策の実施 ・第8回農地部会にて「農地パトロール(利用状況調査)」の実施内容及び日程協議の結果に基づき、10月9日から11日の3日間にわたり農地パトロール(利用状況調査)について現地調査を行い、地区担当農業委員と事務局により指導対象農地(遊休農地)の区分を行った。3. 農地パトロール(違反転用・不法投棄) ・2の「利用状況調査」と併せ、農地パトロールとして無断転用及び不法投棄等の調査を実施した。4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 ・農地の利用調整については、農地の賃貸借を中心に継続・新規ともスムーズに行われた。あっせん活動についても、特に問題なく処

理された。

令和2年度 農地部会活動計画 1. 農地流動化意向調査の実施 2. 遊休農地解消対策の実施 3. 農地パトロール(違反転用・不法投棄) 4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 <両部会共通事項> □一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携 □新規就農支援活動 □農業者年金の新規加入促進 □担当地区農家との情報交換及び相談業務 □全国農業新聞の普及活動 となっております。

(議長)

ありがとうございます。只今、農地部会より令和元年度の活動報告、令和2年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程6 報告第65号「令和元年度農政部会活動報告及び令和2年度活動計画について」農政部会より報告をお願いします。

(2番 中島農政部会長)

報告第65号 令和2年年3月30日 農業委員会 会長 吉田 寿栄 様 農業委員会農政部会 部会長 中島 信之 平成31年3月28日 第21回農業委員会総会において報告いたしました農政部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第7回 令和元年6月27日 農産物作況調査(視察)の実施について・新規就農認定の時期について 第8回 令和元年12月25日 新規就農認定について 第9回 令和2年2月27日 令和元年度活動報告及び令和2年度活動計画について 2. 活動結果 別紙のとおりとなります。

令和元年度 農政部会活動報告 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化 ・一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携により、新規就農研修者及び研修受入先の状況を把握するとともに各地域内での調整に努めた。・12月25日開催の第8回部会において、新規就農者である〇〇〇〇/〇〇さん夫妻との面談を行い就農認定した。・6月21日～22日 マイナビ就農相談会が大阪市で開催され、中島委員、田村委員が出席した。・11月9日～10日 マイナビ就農相談会が東京都で開催され、清水委員、塚本委員が出席した。・1月24日～25日 新農業人フェア—in 東京が東京都で開催され、平田委員、寺委員が出席した。2. 農業者の意向把握と認定農業者の掘り起こし活動 ・2月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。3. 農作物作況視察の実施 ・8月3日 水稻(普及センター試験圃場)、施設園芸(〇〇〇氏圃場)の視察を行った。4. 各種農業施策の研修 ・10月30日 由仁町農業委

員会との合同研修会・交流会へ参加した。・1月21日 札幌市で開催された農業委員会活動強化研修会へ参加した。 5. その他農政活動に関すること ・11月12日～21日 一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携により「農業者等との意見交換会」を町内23箇所で開催した。

令和2年度 農政部会活動計画 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化 2. 農業者の意向把握と認定農業者（地域の担い手）の掘り起こし活動 3. 農業施策に関する関係機関への陳情要請活動 4. 農作物作況視察の実施 5. 各種農業施策の研修 6. その他農政活動に関すること また、両部会共通事項については農地部会と同様となります。

（議長）

ありがとうございます。只今、農政部会より令和元年度の活動報告、令和2年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。（質疑なしの声）

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程7 報告第66号「令和元年度運営委員会活動報告及び令和2年度活動計画について」運営委員会より報告をお願いします。

（14番 木内運営委員長）

報告第66号 令和2年3月30日 農業委員会 会長 吉田 寿栄 様 農業委員会運営委員会委員長 木内 浩一 平成31年3月28日 第21回農業委員会総会において報告いたしました運営委員会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第8回 令和元年5月29日 ・海外研修について・新・農業人フェアへの派遣について 第9回 令和元年9月27日 ・由仁町合同研修会について、新・農業人フェアへの委員の派遣について 第10回 令和2年2月21日 ・令和元年度活動報告及び令和2年度活動計画について・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について・令和2年度農業委員会総会日程について 2. 活動結果は別紙のとおりとなります。

令和元年度 運営委員会活動報告 1. 農業委員会研修の開催・由仁町農業委員会合同研修会が10月30日に開催され、17名が参加した。・農業委員会活動強化研修会が1月21日に「札幌市」において開催され、14名が参加した。 2. 農業関係団体等との情報交換・栗山町農業5団体の交流会が10月8日に開催され、17名が参加した。・栗山町農業振興公社との連携により農業者等との意見交換会を11月12日～21日に町内23箇所で開催し、各地区担当委員が参加した。・栗山町長、栗山町議会議長との年末懇談会を12

月25日に開催し、17名が参加した。3. 農業委員会の運営・平成31年4月～令和2年3月までの間に12回の農業委員会総会を開催した。

令和2年度 運営委員会活動計画 1. 農業委員会研修の開催 2. 農業関係団体等との情報交換の強化 3. 農業委員会の運営 4. 「農業経営基盤強化促進基本構想」における利用権設定等促進事業の研究となっております。

(議長)

ありがとうございます。只今、運営委員会より令和元年度の活動報告、令和2年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程8 議案第142号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第142号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は5件でございます。

番号1 所在 字〇〇〇151 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積3,964㎡外10筆 計11筆22,482㎡全筆畑でございます。利用状況 普通畑として利用
契約内容 賃貸借 契約年月日 平成29年2月28日 契約期間 平成29年2月28日から令和3年11月30日と、契約年月日 平成29年12月27日 契約期間 平成29年12月27日から令和3年11月30日 解約通知日 令和2年3月18日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇154 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇95 番地 〇〇〇〇でございます。

この番号1から、この後の番号4までにつきましては、後程ご審議いただきます経営移譲の3条許可申請に伴う賃貸借の借り換えのための申し入れとなります。

番号2 所在 字〇〇〇148 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積6,000㎡外3筆 計4筆19,289㎡全筆畑でございます。利用状況 普通畑として利用
契約内容 賃貸借 契約年月日 平成29年12月27日 契約期間 平成29年12月27日から令和3年11月30日 解約通知日 令和2年3月18日が3筆、賃貸借 契約年月日 平成29年12月27日 契約期間 平成29年12月27日から令和9年12月27日 解約通知日 令和2年3月18日が1筆 通知者 賃貸人 栗山町〇〇2 丁目339番地〇〇〇-303号 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇95 番地 〇〇〇〇 でございます。

番号3 所在 字〇〇〇11 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 11,356 m²外 1 筆 計 2 筆 11,463 m²全筆田でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 23 年 1 月 31 日 契約期間 平成 23 年 1 月 31 日から令和 3 年 1 月 30 日 解約通知日 令和 2 年 3 月 18 日 通知者 賃貸人 栗山町字 〇〇〇22 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字 〇〇95 番地 〇〇〇〇でございます。

番号4 所在 字 〇〇〇24 番地 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 10,126 m²外 1 筆 計 2 筆 20,595 m²全筆畑でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 23 年 4 月 28 日 契約期間 平成 23 年 4 月 28 日から令和 3 年 1 月 30 日 解約通知日 令和 2 年 3 月 18 日 通知者 賃貸人 (受任者) 栗山町 〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 (委任者) 栗山町字 〇〇〇22 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字 〇〇〇95 番地 〇〇〇〇でございます。

番号5 所在 字 〇〇290 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 2,342 m²の 1 筆でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 31 年 3 月 29 日 契約期間 平成 31 年 3 月 29 日から令和 10 年 1 月 30 日 解約通知日 令和 2 年 3 月 16 日 通知者 賃貸人 栗山町字 〇〇167 番地 86 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字 〇〇166 番地 7 〇〇〇〇でございます。こちらにつきましては、あっせん申出に伴う合意解約となっております。 以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 142 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 142 号は原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 143 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 143 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は所有権移転 3 件、使用貸借 1 件の計 4 件でございます。

番号 1 所在 字 〇〇124 番地 6 地目といたしまして 公簿、現況とも畑 面積 991 m²の 1 筆でございます。譲渡人 字 〇〇122 番地 6 〇〇〇〇 摘要といたしまして 今後耕作することがないので譲渡人に売渡したい。譲受人 字 〇〇130 番地 5 〇〇〇〇 摘要と

いたしまして 経営の安定化を図るために買い受けたいとなっております。

番号2 所在 字〇〇170 番地 2 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積 1,387 m²外 1 筆 計 2 筆 2,484 m²全筆畑でございます。譲渡人 字〇〇170 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 今後耕作することがないので譲渡人に売渡したい。譲受人 字〇〇160 番地 2 〇〇〇〇 摘要といたしまして 経営の安定化を図るために買い受けたい。

番号3 所在 字〇〇77 番地 17 地目といたしまして 公簿、現況とも畑 面積 41 m²の 1 筆でございます。譲渡人 〇〇市〇〇3 丁目 22 番 120-467 号 〇〇〇〇 摘要といたしまして 今後耕作することがないので譲渡人に売渡したい。譲受人 字〇〇〇94 番地 株式会社 〇〇〇〇 摘要といたしまして 経営の安定化を図るために買い受けたいとなっております。

続きまして使用貸借の 1 件でございます。

番号1 所在 字〇〇〇30 番地 1 地目といたしまして 公簿が田、現況が畑 面積 9,446 m²外 37 筆 田 30 筆 104,879 m² 畑 8 筆 16,358 m² 計 38 筆 121,237 m²でございます。貸主 字〇〇〇95 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。借主 〇〇164 番地 17 〇〇〇〇 摘要といたしまして 経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。 以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(17番 小川)

番号1について報告いたします。

今回の件につきましては、申請者は相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することがなく、隣接耕作者への売買ですので、問題ないと思います。

(16番 川崎)

番号2について報告いたします。

今回の件につきましては、申請者は高齢により今後、耕作することがなく、隣接耕作者への売買のため、問題ないと思います。

(5番 笹谷)

番号3について報告いたします。

今回の件につきましては、申請者は相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することがなく、隣接耕作者への売買ですので、問題ないと思います。

(2番 中島)

使用貸借 番号1について報告いたします。

今回の件につきましては、貸主は農業後継者への経営移譲をしたく、借主は経営移譲を受けるための申請であるため、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第143号は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第144号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第144号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は6件の願い出でございます。

番号1 所在 字〇〇94 番地 1 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 3,318㎡ 1筆でございます。利用状況 宅地 所有者及び願出人 字〇〇95 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 字〇〇〇133 番地 34 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積 373㎡外 1筆 計 2筆 569㎡でございます。利用状況 公衆用道路 所有者及び願出人 字〇〇〇556 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号3 所在 字〇〇301 番地 2 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積 373㎡外 1筆 計 11筆 10,201㎡でございます。利用状況 原野、雑種地、山林、宅地 所有者 字〇〇302 番地 3 〇〇〇〇 願出人 〇〇146 番地 1 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号4 所在 字〇〇〇44 番地 9 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 145㎡外 1筆 計 2筆 232㎡でございます。利用状況 雑種地 所有者及び願出人 字〇〇〇90 番地 1 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号5 所在 字〇〇291 番地 3 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 577㎡外 1筆 計 2筆 927㎡でございます。利用状況 雑種地 所有者 〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 願出人 〇〇2 丁目 91 番地 1 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号6 所在 字〇〇334 番地 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 137 m²外 5 筆 計 6 筆 3,279 m²でございます。利用状況 宅地及び雑種地 所有者 字〇〇338 番地 〇〇〇〇 願出人 〇〇2 丁目 91 番地 1 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。 以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(8 番 寺)

令和2年2月27日 第32回農業委員会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、令和2年3月23日に中島委員、川崎委員、吉川事務局長、藤沢主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いました。

番号1から番号6につきまして、申請どおりの現況であることを確認してきております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第144号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第144号は原案どおり決定といたします。

日程11 議案第145号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第145号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借13件、所有権移転12件、使用貸借2件 計27件となっております。

整理番号元賃 96-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇65 番地 7 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇46 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月27日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇43 番地 3 現況地目 田 面積 4,204 m²外 6 筆
計 7 筆 23,150 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸
借 期間 令和2年3月31日から令和4年11月30日の2年8カ月となっております。
借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇

〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、イチゴで、家族構成は男4人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 97-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇850 番地 〇〇〇〇 〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇5 条〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 申出年月日 令和2年3月9日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇471 番地 1 現況地目 田 面積 4,550 m²外 6 筆 田 5 筆 44,592 m² 畑 2 筆 3,894 m² 計 7 筆 48,486 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和7年11月30日の4年10カ月となっております。借賃につきましては 対価 〇〇〇〇〇〇〇円に対し 賃借料〇% 諸経費〇%を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年12月10日までに 〇〇〇〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦で、家族構成は男2人女5人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 98-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇534 番地 1 〇〇〇〇 〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 105 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月25日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇782 番地 1 現況地目 田 面積 11,465 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和6年11月30日の4年8カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 99-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇766 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇3 丁目 103 番 8 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月6日 所有権を移転する土地 字〇〇〇742 番地 1 現況地目 田 面積 5,663 m² 1 筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年3月31日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主

な経営作物は水稻で、構成員は男4人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 99-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇198 番地 8 〇〇〇〇
所有権を移転する者 栗山町〇〇3 丁目 103 番 8 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月
6日 所有権を移転する土地 字〇〇〇36 番地 1 現況地目 田 面積 564 m²外 7 筆 田
4 筆 16,948 m² 池沼 4 筆 3,345 m² 計 8 筆 20,293 m²でございます。利用目的 水田とし
て利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年3月31日 対価につきましては
10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまし
て合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに
〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につつま
しては 令和2年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主
な経営作物は種子馬鈴薯、小麦、大豆で、構成員は男5人女2人で地域活動も積極的に参加
し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
していると考えます。

整理番号元所 99-3 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇898 番地 〇〇〇〇
所有権を移転する者 栗山町〇〇3 丁目 103 番 8 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月
6日 所有権を移転する土地 字〇〇〇744 番地 2 現況地目 畑 面積 97 m²外 1 筆 計
2 筆 1,617 m²全筆畑でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土
地の引渡時期 令和2年3月31日 対価につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇
〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方
法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっ
ております。対価の支払い期限につきましては 令和2年9月30日となっております。所有権
の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱で、構成員は男3人女3
人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 99-4 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇147 番地 有限会社 〇
〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇3 丁目 103 番 8 〇〇
〇〇 申出年月日 令和2年3月6日 所有権を移転する土地 字〇〇〇791 番地 現況
地目 田 面積 2,428 m²外 6 筆 田 5 筆 20,550 m² 畑 2 筆 3,325 m² 計 7 筆 23,875 m²で
ございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時
期 令和2年3月31日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑
〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支
払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとな
っております。対価の支払い期限につきましては 令和2年9月30日となっております。
所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、種子馬鈴薯、小麦で、構成員
は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促

進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 100-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇263 番地 〇〇〇 申出年月日 令和2年3月6日 所有権を移転する土地 字〇〇16 番地 30 現況地目 池沼 面積 1,264 m²外 13 筆 田 10 筆 2,565.70 m² 雑種地 1 筆 157.00 m² 池沼 3 筆 2,928.00 m² 計 14 筆 5,650.70 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年3月31日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 101-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇139 番地 1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇110 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月12日 所有権を移転する土地 字〇〇109 番地 1 現況地目 田 面積 8,805 m²外 6 筆 田 3 筆 26,711 m² 畑 2 筆 1,784 m² 雑種地 1 筆 540 m² 池沼 1 筆 4,441 m² 計 7 筆 33,536 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年3月31日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、家族構成は男5人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 102-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇377 番地 6 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇3 丁目 164 番地 4 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月12日 所有権を移転する土地 字〇〇765 番地 1 現況地目 田 面積 8,566 m²外 6 筆 田 4 筆 16,680 畑 1 筆 1,184 m² 雑種地 2 筆 343 m² 計 7 筆 18,207 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年3月31日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、種子馬鈴薯、小麦で、

家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 103-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇181番地 21 〇〇〇〇
所有権を移転する者 〇〇〇市〇〇町 766番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月19日
所有権を移転する土地 字〇〇180番地1の内 現況地目 田 面積15,711㎡外13筆
田6筆 34,937㎡ 雑種地4筆 5,848㎡ 池沼4筆 3,039㎡ 計14筆 43,824㎡でございます。
利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年3月31日
対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円
池沼 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。
対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。
対価の支払い期限につきましては 令和2年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、
主な経営作物は水稻、種子馬鈴薯、小麦で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、
年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 104-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇160番地 2 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇37条西11丁目4番地12-101号 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月19日
所有権を移転する土地 字〇〇164番地1 現況地目 畑 面積635㎡外1筆 田1,525㎡ 計2筆 2,160㎡でございます。
利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年3月31日
対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。
対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。
対価の支払い期限につきましては 令和2年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、
主な経営作物は水稻、小麦で、構成員は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 105-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇164番地 17 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇22番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月18日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇11番地1 現況地目 田 面積11,356㎡外3筆 田2筆 11,463㎡ 畑2筆 20,595㎡ 計4筆 32,058㎡でございます。
設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和12年11月30日の10年8カ月となっております。
借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。
借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。
利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、
年間の従事日数も240日と農業経営

基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 106-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇164 番地 17 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇154 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月1
8日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇151 番地 1 現況地目 畑 面積 3,964 m²外
10 筆 計 11 筆 22,482 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種
類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和3年11月30日の1年8カ月となっ
ております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして
合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日ま
でに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の
営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、
年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして
いると考えます。

整理番号元賃 107-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇164 番地 17 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町〇〇2 丁目 399 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月
18日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇148 番地 1 の内 現況地目 畑 面積
6,000 m²外 3 筆 計 4 筆 19,289 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきま
しては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和3年11月30日の1年8カ
月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗
じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30
日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の
営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に
参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
満たしていると考えます。

整理番号元賃 108-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇29 番地 有限会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇26 番地 〇〇〇〇
申出年月日 令和2年3月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇26-3 の内 現況地
目 畑 面積 2,800 m²外 1 筆 計 2 筆 3,800 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内
容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和11年11月30
日の9年8カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇
円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、
毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の
設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、種子馬鈴薯で、家族構成は男4人で地
域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 109-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇 〇〇〇〇 利用

権を設定する者 栗山町字〇〇〇989 番地 8 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月5日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇989 番地 2 現況地目 畑 面積 18,368 m²外 1 筆
計 2 筆 20,212 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸
借 期間 令和2年3月31日から令和6年11月30日の4年8カ月となっております。
借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇
〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇
指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経
営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事
日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え
ます。

整理番号元所 110-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5条西6丁目1番地 23
公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇3 丁
目 103 番地 8 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月11日 所有権を移転する土地 所
在 字〇〇〇804 番地 3 現況地目 田 面積 2,484 m²外 7 筆 計 8 筆 66,006 m²全筆田で
ございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2
年3月31日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円と〇〇〇〇〇〇
円に分かれておりまして それぞれ面積を乗じ千円未満を切り捨てまして合計 〇〇〇〇
〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定口
座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年4月27
日となっております。

整理番号元所 111-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5条西6丁目1番地 23
公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇
253 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月11日 所有権を移転する土地 所在
字〇〇250 番地 1 現況地目 畑 面積 13,046 m²外 6 筆 田 5 筆 37,685 畑 2 筆 13,826
m² 計 7 筆 51,511 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の
時期及び土地の引渡時期 令和2年3月31日 対価につきましては 10a あたり 田
〇〇〇〇〇〇円と〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じ千円未満を切
り捨てまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支
払期限までに〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につ
きましては 令和2年4月27日となっております。

整理番号元所 112-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇1537 番地 〇〇〇 所
有権を移転する者 〇〇市〇〇区北 23 条西 9 丁目 2 番地 36 〇〇〇〇 申出年月日 令
和2年3月17日 所有権を移転する土地 字〇〇1522 番地 現況地目 畑 面積 657 m²
外 3 筆 田 2 筆 20,698 畑 2 筆 1,848 m² 計 4 筆 22,546 m²でございます。利用目的 水
田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年3月31日
対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を

乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 113-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇58 番地 4 推定相続人 〇〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇58 番地 3 の内 現況地目 田 面積 19,373 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和2年11月30日の8カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男4人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 114-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇49 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇45 番地 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月11日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇45 番地 2 の内 現況地目 田 面積 5,600 m²外 1 筆 計 2 筆 6,014 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和2年11月30日の8カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、玉葱で、家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元使 115-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇95 番地 〇〇〇〇 〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇130 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇777 番地 現況地目 田 面積 13,565 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 令和2年3月31日から令和2年11月30日の8カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、種子馬鈴薯で、構成員は男2人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 116-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇1 丁目 92 番地 〇〇〇

○ 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇875 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月18日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇853番地 現況地目 畑 面積3,125㎡ 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和2年11月30日の8カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 116-2 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇850 番地 〇〇〇〇
○ 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇875 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月18日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇875 番地 2 現況地目 畑 面積1,019㎡ 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和2年11月30日の8カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女5人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 117-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇534 番地 〇〇〇〇
○ 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇779 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月19日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇629番地1 現況地目 田 面積6,297㎡外7筆 田7筆49,370㎡ 畑1筆562㎡ 計49,932㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 令和2年3月31日から令和2年11月30日の8カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、構成員は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 118-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇83 番地 3 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇129 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月19日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇129 番地 17 現況地目 田 面積1,708㎡外5筆 田3筆9,179㎡ 畑3筆1,146㎡ 計6筆10,325㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年3月31日から令和2年11月30日の10年8カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、家族構成は

男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。賃貸借13件、所有権移転12件、使用貸借2件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、小川委員退席願います。

(小川委員退席)

それでは、整理番号元所103-1について審議したいと思います。

整理番号元所103-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所103-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所103-1は原案どおり決定いたします。

(小川委員着席)

笹谷委員退席願います。

(笹谷委員退席)

それでは、整理番号元使115-1について審議したいと思います。

整理番号元使115-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元使115-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元使115-1は原案どおり決定いたします。

(笹谷委員着席)

それでは、ここから整理番号順に審議したいと思います。

整理番号元賃96-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃96-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃96-1は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃97-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃97-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃97-1は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃98-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃98-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃98-1は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 99-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 99-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 99-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 99-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 99-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 99-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 99-3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 99-3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 99-3 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 99-4 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 99-4 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 99-4 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 100-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 100-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 100-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 101-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 101-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 101-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 102-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 102-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 102-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 104-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 104-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 104-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 105-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 105-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 105-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 106-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 106-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 106-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 107-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 107-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 107-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 108-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 108-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 108-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 109-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 109-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 109-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 110-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 110-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 110-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 111-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 111-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 111-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 112-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 112-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 112-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 113-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 113-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 113-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 114-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 114-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 114-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 116-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 116-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 116-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 116-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 116-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 116-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号元使 117-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元使 117-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元使 117-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 118-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 118-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 118-1 は原案どおり決定いたします。

日程 1 2 議案第 1 4 6 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 1 4 6 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 9 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇253 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 2 月 21 日 申出地所在 字〇〇256 番地 2 地目は公簿、現況ともに畑、面積 12,046 m²外 3 筆 田 1 筆 1,000 m² 畑 2 筆 13,091 m² 雑種地 1 筆 200 m² 計 4 筆 14,291 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 藤田)

〇〇さんにおかれましては、現在営農しておらず、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 株式会社 〇〇〇〇さんという

ことで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村委員と私で進めていきたいと思
いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませ
んか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、藤田委員、田村
委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町〇〇61番地3 〇〇〇 申出年月日 令和2年3月5
日 申出地所在 〇〇282番地 地目は公簿、現況とも田、面積2,896㎡1筆
でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考として
ください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(14番 木内)

〇〇さんにおかれましては、現在営農しておらず、今後も耕作しないため農地を売却した
いということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方
といたしまして、第1候補に 有限会社 〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんというこ
とで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村委員と私で進めていきたいと思
いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませ
んか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、木内委員、田村委
員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇65番地7 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月16日 申出地所在 〇〇111番地1 地目は公簿、現況ともに田、面積1,248㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(15番 田村)

〇〇さんにおかれましては、作業効率化及び農地の集約化により、営農の効率化を図るために農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社 〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として木内委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、木内委員、田村委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇168番4 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月16日 申出地所在 〇〇283番地1 地目は公簿、現況ともに田 面積7,039㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(15番 田村)

〇〇さんにおかれましては、現在営農しておらず、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社 〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として木内委員と私で進めていきたいと思しますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、木内委員、田村委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町字〇〇130 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月17日 申出地所在 字〇〇778 番地 地目は公簿、現況ともに畑、面積3,360㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(11番 亀田)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小川委員と私で進めていきたいと思しますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、亀田委員、小川委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号6 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇90番地1 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月17日 申出地所在 字〇〇〇27番地84 地目は公簿が畑、現況が田、面積159㎡外29筆 田17筆45,103.00㎡ 畑3筆11,423.00㎡ 雑種地10筆5,766.75㎡ 合計30筆62,292.75㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(11番 亀田)

〇〇さんにおかれましては、現在営農しておらず、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小川委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6についてはあっせんを可といたしますので、亀田委員、小川委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号7 あっせん申出者 栗山町字〇〇167番地86 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月17日 申出地所在 字〇〇258番地1 地目は公簿現況とも田、面積4,849㎡外21筆 田12筆46,856㎡ 畑2筆6,471㎡ 雑種地8筆1,595.27㎡ 合計22筆54,922.27㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 藤田)

〇〇さんにおかれましては、花卉栽培をされており、今後も農地については耕作しないため売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん 第2候補に 〇〇〇〇株式会社さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として木内委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号7について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号7についてはあっせんを可といたしますので、藤田委員、木内委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号8 あっせん申出者 栗山町字〇〇129番地18 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月18日 申出地所在 字〇〇320番地1 地目は公簿、現況とも田、面積8,836㎡外2筆 計3筆17,718㎡全筆田でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(15番 田村)

〇〇さんにおかれましては、現在高齢のため営農しておらず、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇株式会社 第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として藤田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号8について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号8についてはあっせんを可といたしますので、藤田委員、田村委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号9 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年3月18日
申出地所在 字〇〇〇271 番地 地目は公簿、現況ともに畑 面積 1,007 m²外 5筆 田 2筆 20,467 m² 畑 2筆 2,277 m² 雑種地 2筆 428 m² 合計 6筆 23,172 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(7番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、営農規模の縮小を考えており、離れ地の売却により作業効率化及び農地の集約化により、営農の効率化を図るために農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社 〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として木内委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号9について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号9についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、木内委員よろしくお願ひします。

日程13 議案第147号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題に供します。

栗山町職員の人事異動に伴い、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により任免について承認を求める。異動年月日は令和2年4月1日です。

解任 事務局主幹 ○○○○ 移動先については教育委員会 社会教育課長。解任 事務局主事 ○○○○ 移動先については福祉課 福祉・子育てグループ主査。任命 事務局主幹 ○○○○ 教育委員会社会教育グループ主幹より 任命 事務局主事 ○○○○ 税務課課税グループより 以上が人事案件になりますが何かございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第147号「農業委員会事務局職員の任免について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第147号については原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は4月27日の月曜日 午後6時00分から、現地調査につきましては4月20日の月曜日 午前9時30分から 第3班 笹谷委員、平田委員、桂委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前11時25分終了)